

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 生活衛生課	所管課等長氏名 宮内 俊 輔
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 環境衛生使用料</p> <p>・環境衛生使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>釣島共同給水施設の水道使用料は、釣島共同給水施設水道使用料等管理業務委託の契約書において、水道使用料の徴収が委託業務として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p>(3) 動物愛護推進手数料</p> <p>・動物愛護推進手数料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>動物愛護推進手数料は、狂犬病予防業務委託の契約書等により、狂犬病予防注射済票交付手数料及び犬の登録手数料の徴収が委託業務として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 環境衛生使用料</p> <p>・環境衛生使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>水道使用料の徴収について、納入者全員に委託業者等を通知しており、財務会計規則第 55 条のただし書きが適用されると解釈していたため、告示を行っていなかった。</p> <p>定期監査の指摘を受け、令和 6 年 3 月 12 日付け松山市告示第 65 号で釣島共同給水施設に係る水道料金の徴収事務の委託について告示を行い速やかに改善した。</p> <p>また、令和 6 年度の徴収事務の委託についてもすでに告示処理を適切に行っており、今後も、関係法令等に基づいた適正な事務手続きを行っていく。</p> <p>(3) 動物愛護推進手数料</p> <p>・動物愛護推進手数料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収について、納入者全員に委託業者等を通知しており、財務会計規則第 55 条のただし書きが適用されると解釈していたため、告示を行っていなかった。</p> <p>定期監査の指摘を受け、令和 6 年 3 月 12 日付け松山市告示第 66～68 号で犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の委託について告示を行い速やかに改善した。</p> <p>また、令和 6 年度の徴収事務の委託についてもすでに告示処理を適切に行っており、今後も、関係法令等に基づいた適正な事務手続きを行っていく。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 健康づくり推進課	所管課等長氏名 村 上 達 也
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 保健事業費雑入 ・ 払込書兼領収書の氏名について 調理実習において会計員が受講者から実習費を徴収し金融機関に納付しているが、納付のために作成する払込書兼領収書の氏名が会計員ではなく受講者の氏名となっている状況が見受けられた。払込書兼領収書の氏名を誤った理由及びその改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p>2 がん対策事業の支出事務について ・ 業務完了報告書の提出について がん検診個別勧奨及び再勧奨通知作成業務委託の契約書において、仕様書に定める業務を完了した時には、業務完了報告書を提出することが定められているが、第1回目の業務完了後に提出されていない状況が見受けられた。担当課において履行確認は行われていたが、契約書に沿った事務処理が行われなかった理由及びその改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 保健事業費雑入 ・ 払込書兼領収書の氏名について 担当者への指導及び関係部局と調整し、払込書兼領収書を含む関係書類を訂正しました。当件は、払込書兼領収書と納付書兼領収書の宛名は同一であるという担当者の誤認識及び調定書決裁時の確認不足によるものです。今後は、当件について担当課内で情報共有し、関係書類の記載内容を十分に確認したうえで、金融機関に払い込むことを徹底します。</p> <p>2 がん対策事業の支出事務について ・ 業務完了報告書の提出について 委託先から未提出となっていた第1回目の業務完了報告書を受領しました。当件は、第1回目の業務完了後は業務の履行確認が出来ていれば、業務完了報告書の提出は全業務終了時のみで良いという担当者の誤認識によるものです。今後は、委託料の支払いの都度、業務完了報告書を提出させ検査を実施し委託料を支払うという、契約書(仕様書)に沿った適正な事務処理を徹底します。</p>